

については、十分な事前調査を行い、環境汚染を防止することとしています。

農薬等毒物残留検査

最近、農薬等による食物汚染が大きな問題になっていますが、牛乳、甘夏みかん、メロン、パセリ、スイカ、各野菜等四十三食品について、三十一の農薬の残留許容量が定められています。

今後、更に、これらの規制が強化されると思われませんが、今年度は、七十七検査を行い、食品の安全等に万全を期すことにしています。

家庭用品安全対策

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年、法律第百十二号）が公布され、有害物質を含む家庭用品について、保健衛生上必要な規制が加えられることになりました。

規制の基準等の細目は、近きまることになってはいますが、これにより、今後家庭用品の安全性が確保されることになりました。

ツ 体育スポー

体育、スポーツを普及振興させることは、社会の活力と、個人の幸福の源泉で

ある健康や体力の増強と豊かな人間性を培ううえから極めて重要なことです。

そこで、できるだけ多くの県民が、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう県は積極的に色々な施策をすすめています。その中で主なものの次のとおりです。

社会体育指導者の養成

スポーツ振興法のなかでは、国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成やその資質の向上のため必要な措置を講ずるよう義務づけております。従って、運営に必要な経費は二百万円を国と県がそれぞれ二分の一を負担して実施することとなっています。

なお、体力づくり地方推進事業のなかでも高齢者の体力づくりに必要なスポーツ等の指導者を対象とした講習会が行なわれることとなっています。

各種スポーツ大会の育成

県内の体育団体が行なう各種の大会に対して、その運営費の一部を補助し、社会体育、スポーツの振興を図ることを主たる目的としています。そのほか、県の競技団体に所属する選手役員が、国際大会、全日本大会等に参加するような場合、その派遣費の一部を補助することと

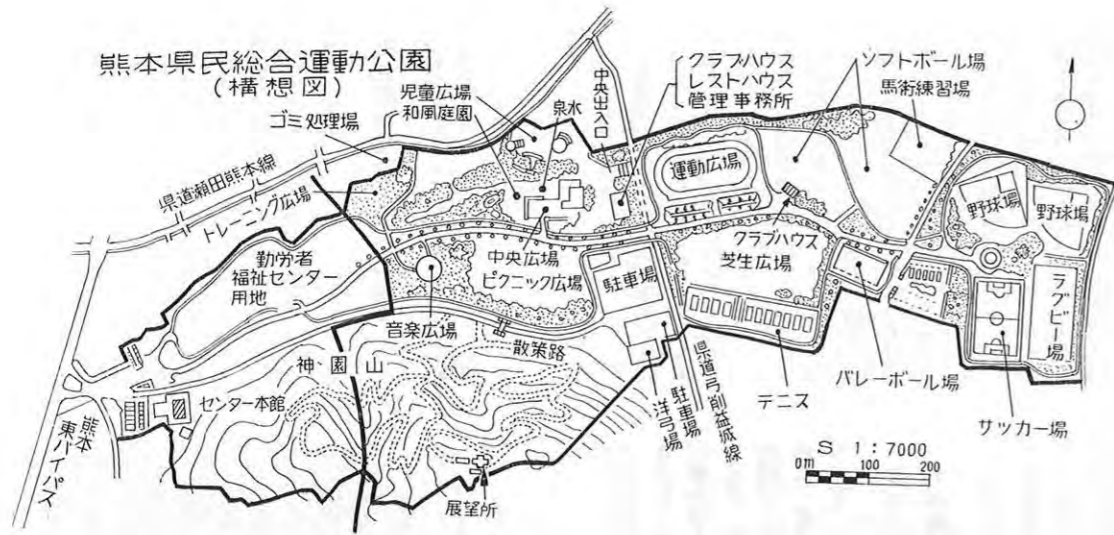
しています。

スポーツ教室の開設

スポーツに対する欲求と、活動の実際のあいだにはかなりへだたりがあることが考えられます。この隔たりを埋め、県民が生活の中でスポーツを楽しむことができるような社会的条件、つまりスポーツに必要な施設、仲間、指導者、プログラムなどを用意し、ある一定期間スポーツ活動を継続することによってスポーツグループを育て、生活の中にスポーツを定着させる、そういうような意図のもと、市町村が計画したスポーツ教室に対し、講師等の謝金に相当する部分について補助することとしています。

老人スポーツ大会

おとしよりの方々の、健康の保持及び増進と生きがい高めるといふ目的のもとに、本県においては、毎年、秋に老人スポーツ大会を実施しています。本年は十六カ所で行う予定です。運動種目は、おとしよりの方々が気軽に参加できる老人体操、フォークダンス、輪投げ、玉ころがし、ボーリング、ポール蹴り、玉入れ、びん倒し、お孫さんとのリレーなど楽しいものばかりです。



こころの健康づくりの施策

- 社会教育の拡充
- 青少年の健全育成

急激な経済成長によってともすれば失われがちな「人間らしさ」「自然への回帰」のねがいはますます強まりつつあります。そこで県民の一人一人が自由な選択のもとに健やかに学び、楽しみ、人間として「生きがい」を謳歌できる環境づくりは本県にとって重要な課題になってきました。



社会教育の拡充

県民のひとりひとりは、激しい社会の変化に対処するために、その生涯の各時期に応じて新しい生活課題や学習要求をもつようになり、あらゆる年齢各層を通じて、たえず自己啓発を続けお互いの連帯感を深めながら人間として主体的に、健康でかつ豊かに生きてゆくことをのぞんでいます。

今後は、県民生活のあらゆる機会と場所において自己を高めるために行われる各種の教育的な活動を社会教育活動として考え、このような機会と場を豊富に提供するよう社会教育行政は継続的計画的な努力を続けなければなりません。

このような観点から、このようにして県教育委員会

スポーツ施設整備

- (1) 県立総合運動公園

公認競技場としての性格は持たせず、広く県民各層が気軽に利用できるスポーツ、野外レクリエーション活動の場とすると共に、勤労者総合福祉センターを併設する雄渾な構想のもとに、熊本インターチェンジ東方八百メートル、神山山北麓をめぐる一帯を併せ、面積約五十二万六千平方メートルの広大な敷地が確保されています。

効果としては

①、青少年の健全育成をはかる。②、中核都市熊本機能を高める。③、スポーツ振興の推進力たらしめる。このように期待し、更に性格的には、④、緑地帯や児童公園など県民にこの場としての公園施設。⑤、運動広場、野球場、球技コート、等の総合施設。⑥、県民の体力相談やスポーツ指導に必要な施設。⑦、勤労者福祉センターの機能を併せた研修施設。以上のような要素を付与しています。

これらの施設は、昭和五十二年度にはおおむね完成される見込みとなっています。

は、本年度の重点事業として、幼児期から高齢者に至るまで、健康で明るい豊かな生活を送るための学習の提供と指導者の養成に力を入れています。

家庭教育（幼児期）相談事業の充実

この事業のねらいは、幼児をもつ親を対象として、家庭教育に関する具体的・個別的な問題解決に必要な実践的知識・技術を高めるため、相談・指導することによって、幼児期における家庭教育の充実を図ろうとするもので、昨年度から実施しています。

対象者は、三歳児の第一子で県内に約一万人、相談・指導の内容は、幼児の健康安全・栄養・幼児心理・ことば、しつけの五領域で、大学教授等で構成する専門委員によって指導が行われます。

この事業のすすめ方として、(1)はがき通信による相談・指導は、六月から十二月にかけて九回はがき通信文をお届けします。(2)巡回による相談・指導は、七月から十月にかけて県内十五会場を実施します。(3)テレビ放送による相談・指導は、年間を通して、昨年度制作番組の再放送並びに本年度制作番組の放送をいたします。

高齢者大学講座の開設

これからますます増加していく高齢者を対象に充実した老年期を送り、生きが